

No. 4 特別緑地保全地区の決定及び変更に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：2006-2025年度）に基づき、平成30年11月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：2019-2023年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

議第1310号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
寺家町居谷戸特別緑地保全地区	約 2.5ha	

(内容)

寺家町居谷戸特別緑地保全地区は、青葉区北部、東急田園都市線青葉台駅の北約3キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の10大拠点の一つであるこどもの国周辺地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備により、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン」において、横浜市の緑の10大拠点の一つとして、青葉区の北部及び西部を中心にまとまって残っている樹林地を中心とした里山については、特別緑地保全地区、市民の森などの様々な緑地保全制度を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を図るとしています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1311号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
阿久和南一丁目藤ヶ谷特別緑地保全地区	約 0.5ha	

(内容)

阿久和南一丁目藤ヶ谷特別緑地保全地区は、瀬谷区南東部、相鉄いずみ野線緑園都市駅の北西約1.3キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の10大拠点の一つである上飯田・和泉・中田周辺地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン瀬谷区プラン」において、一定規模以上まとまりのある樹林地については、土地所有者や地域の協力を得ながら、特別緑地保全地区に指定するなど保全を進めるとしています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1312号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	恩田町特別緑地保全地区	約 4.5ha	
旧	恩田町特別緑地保全地区	約 4.4ha	

(内容)

恩田町特別緑地保全地区は、青葉区南西部、こどもの国線恩田駅の西約 500 メートルに位置し、良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の 10 大拠点の一つであるこどもの国周辺地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備により、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン」において、横浜市の緑の 10 大拠点の一つとして、青葉区の北部及び西部を中心にまとまって残っている樹林地を中心とした里山については、特別緑地保全地区、市民の森などの様々な緑地保全制度を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を図るとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成 26 年 12 月及び平成 28 年 12 月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域に近接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

議第1313号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	岡津町金堀谷特別緑地保全地区	約 0.6ha	
旧	岡津町金堀谷特別緑地保全地区	約 0.5ha	

(内容)

岡津町金堀谷特別緑地保全地区は、泉区東部、市営地下鉄 1 号線中田駅の北東約 1.3 キロメートルに位置し、良好な自然環境を形成している市街化区域内に残る貴重な緑地です。

本地区は、柏尾川流域の源・上流域に位置し、緑の 10 大拠点をはじめ、まとまりのある樹林地や農地の保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン泉区プラン」において、緑地保全制度により樹林地の保全を進めるとともに、市民の森や公園などを身近な緑の拠点として活用するとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成 28 年 2 月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域に隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。